

静岡県障害者差別解消条例の改正について

(障害者支援局障害者政策課)

1 概要

- ・障害者差別解消法の改正法が令和6年4月1日に施行される。
- ・法改正施行に合わせ、本県の障害者差別解消条例を改正する。

2 法改正内容

- (1) 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加
- (2) 事業者による「合理的配慮の提供」の義務化（これまでは努力義務）
- (3) 差別解消のための支援措置の強化
 - ・国及び地方公共団体による差別に関する相談員の育成又は確保
 - ・地方公共団体による差別解消の取組に関する情報収集、整理及び提供

3 スケジュール

	令和5年						令和6年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
協議会		8/9 障害者差別 支援協議会			11/XX 障害者差別 解消支援協議会			3/XX	障害者差別 解消支援協議会
関係団体	ヒアリング案内発送		ヒアリング		改正案審議				
庁内			改正最終案作成			パブリックコメント		議会提出	

4 団体ヒアリング

(1) ヒアリング団体

- ・条例制定時及びR3時にヒアリングを行った41団体(別表)に対して案内を発送

(2) ヒアリング方法

- ・案内を送付し、希望のあった障害福祉団体に対し、個別でのヒアリングか、書面で意見を聴衆する。個別ヒアリングについては、東部、中部、西部健康福祉センター及びシズウェルで、希望の会場で実施をする。

(3) ヒアリング内容

- ・法改正の内容及びR3 団体ヒアリング時の意見を元に、条例改正案を作成した上で、その案に対する意見を聴取する。

5 法改正に関する県条例への反映

法改正による県条例への反映について、下記のとおり検討している。

法改正の内容	条例改正	理由
改正障害者差別解消法第8条第2項 (事業者における障害を理由とする差別の禁止)	○	現行、法と同じく事業者における合理的な配慮は努力義務となっていることから、義務すべきである。
改正障害者差別解消法第3条第2項 (国及び地方公共団体の責務)	×	条例では、県と市町の連携について規定しており、国との関係については、規定がないため、条例に影響はない。国との関係については、法に基づき取り組んでいく。(現行本項目に沿った内容で条例を改正するのは愛知県のみである。)
改正障害者差別解消法第14条 (相談及び紛争の防止等の体制の整備)	×	改正法第14条に基づき県としても人材の育成及び確保に取り組んでいく。
改正障害者差別解消法律第16条 (情報の収集、整理及び提供)	×	条例第23条、第24条の表彰、県民会議が同等のものと考えられる。

障害福祉関係団体

別表

	団 体 名		団 体 名
1	静岡県身体障害児者施設協議会	23	静岡県重症心身障害児（者）を守る会
2	静岡県知的障害者福祉協会	24	静岡県自閉症協会
3	一般社団法人静岡県社会就労センター協議会	25	公益社団法人日本てんかん協会静岡県支部
4	NPO法人静岡県作業所連合会・わ	26	静岡県精神科病院協会
5	NPO法人オールしずおかベストコミュニティ	27	静岡県精神保健福祉協会
6	社会福祉法人静岡県身体障害者福祉会	28	公益社団法人静岡県精神保健福祉会連合会
7	社団法人静岡県視覚障害者協会	29	公益社団法人静岡県断酒会
8	公益社団法人静岡県聴覚障害者協会	30	静岡県CIL(自立生活センター)連絡協議会
9	静岡県聴覚障害者親の会	31	静岡県障害者差別解消条例づくりの会
10	静岡県ことばと心を育む会	32	静岡視覚障害者福祉推進協議会
11	一般社団法人静岡県肢体不自由児（者）父母の会連合会	33	静岡県静鈴会(日本喉摘者団体連合会加盟)
12	静岡県肢体不自由児協会	34	日本心臓ペースメーカー友の会静岡県支部
13	静岡県車椅子友の会	35	NPO法人高次脳機能障害サポートネットしずおか
14	静岡県筋ジストロフィー協会	36	静岡県障害者スポーツ協会
15	静岡県言語聴覚士会	37	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
16	NPO法人静岡県中途失聴・難聴者協会	38	一般社団法人静岡県社会福祉士会
17	静岡県手話通訳問題研究会	39	静岡県精神保健福祉士協会
18	静岡県手話通訳士協会	40	特定非営利活動法人静岡県会議支援専門員協会
19	NPO法人静岡県補助犬支援センター	41	特定非営利活動法人静岡県難病団体連絡協議会
20	静岡盲ろう者友の会		
21	公益社団法人日本オストミー協会静岡県支部		
22	静岡県手をつなぐ育成会		

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要 (令和3年法律第56号)

経緯

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)附則第7条においては、施行(平成28年4月)後3年を経過した場合に事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について所要の見直しを行う旨規定されている。このため、障害者政策委員会において議論が行われ、令和2年6月に意見書が取りまとめられている。この意見書等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁(障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報(事例等)の収集、整理及び提供に努めるものとする。

※ 施行期日

公布の日(令和3年6月4日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

参考

障害者差別解消法では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、**過重な負担がない範囲**で、社会的障壁を取り除くために**必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)**を行うことを求めている。

(※障害者差別解消法(改正法施行前)では、行政機関等は義務、事業者は努力義務とされている。)



段差がある場合に、スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う

注口 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定)に基づき作成